津島市第一号通所事業「通所型サービス」の類型

	既存サービス	通所型サービスA		/Z=C= L	/3=C=
		1日型(4~8時間)	短時間型(2~4時間)	・ 通所型サービスB	通所型サービスC
事業主体	営利法人、非営利法人	営利法人、非営利法人等		市民グループ、町内会等	直営
サービス対象者	原則、要支援者	要支援者、基本チェックリストによる事業対象者		要支援者、基本チェックリストによる事業対象者、一般高齢者	要支援者、基本チェックリストによる事業対象者
必要なプラン	従来と同様のケアプラン	従来と同様のケアプラン(プランA)		初回のみ実施(プランC)	従来と同様のケアプラン(プランA)
提供するサービス	送迎、レクリエーション、入浴、 機能訓練、レスパイト ※個別サービス計画により実施	練、レスパイト、認知症予防プログラム	送迎、レクリエーション、運動機能向上プログラム(津島市が提示したプログラムは必須とする) ※入浴はサービス対象外	高齢者の世代間交流の場および認知症予防・閉じこもり予防	専門家による介護予防プログラムの実施
サービス提供の頻度	ケアプランの基づき決定 週1日〜2日 利用者の容態により利用時間は異なる	ケアプランに基づき決定 ※週1日〜2日の利用を想定	ケアプランに基づき決定 ※週2日~3日の利用を想定	月1回以上の頻度で開催されるもの	月2回以上の頻度で開催されるもの
事業所の指定/委託	事業所指定	事業所指定		無(補助を受ける場合は申請が必要)	直営
サービスを提供する場所	運営法人が所有または賃貸する施設で各種法令に合致するもの	既存の介護予防通所介護事業所	既存の介護予防通所介護事業所、NPO、民間事業所等	コミセン、集会所・公民館、民間事業所等が提供するスペース	行政
設備基準等	・食堂・機能訓練(3㎡×定員利用) ・静養室、相談室、事務室 ・消火設備その他非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品	・食堂・機能訓練室(2±0.5㎡×定員利用) ・静養室、相談室、事務室 ・消火設備その他非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品 ・要介護者との同フロアでの実施は可 (人員基準は各サービスで満たす)	・サービスを提供するために必要な場所 (3±0.5㎡×定員利用) ・消火設備その他非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品 ・要介護者との同フロアでの実施は可 (人員基準は各サービスで満たす)	運営に必要な設備	サービスを提供するために必要な場所 (3㎡×定員利用)必要なその他の設備・備品
人員基準等	### ### ### ########################	### おりまた 配置要件 で理者 なし 常勤・専任1以上 「おり、申任1以上 15 人未清:専従1以上 15 人以上:利用者1人に 専従0.2以上 ・急変時の対応および判断については管理者の責任のもとでおこなう	 必要な資格 配置要件 常勤・専従1以上 介護職員※1 経験のある介護職員 15人未満:専従1以上 介護予防運動指導員 15人以上:利用者1人に 博康運動指導土など 専従0.2以上 標能訓練指導員※2 理学療法士等 専従1以上 ※1もしくは※2はどちらかを条件とする 	グループ等の構成人数 5人以上	従事者 必要数
従事者の雇用形態	賃金労働者	賃金労働者	賃金労働者	市民で組織されたグループの活動	賃金労働者
基本報酬額	月額報酬 週1回 月1,647単位 週2回以上 月3,377単位 ※既存の介護予防通所介護同額の報酬を予定	月額報酬 週1回 月1,317単位 週2回以上 月2,701単位 ※加算体系については現行の8割 加算要件については、後日提示 算定要件を満たす事業所に限る	月額報酬 加算回教限度 週1回 月 1,053単位 4回/月 週2回以上 月 2,160単位 8回/月 ※1日型の8割 ※加算体系については現行の8割 加算要件については、後日提示 算定要件を満たす事業所に限る ※津島市が提示したプログラムを実施した 場合は、50単位/回/人加算する(週2回まで)	運営補助金(1会場4万円/年) (高齢者ふれあいサロンは事業委託のため除 外)	職種に対応した報賞費
利用者負担	1割または2割	1割または2割	1割または2割	無もしくは実費負担(参加費は徴収しない)	無もしくは実費負担
請求の方法	国保連経由	国保連経由 国保連経由			
限度額管理の有無	限度額管理あり (要支援2:10,473単位、要支援1: 5,003単位)	限度額管理あり (要支援2:8,378単位、要支援1:4,002単位)		国保連請求や限度額管理は発生しない	国保連請求や限度額管理は発生しない
事業の担い手等	既存の介護予防通所介護事業所が移行する	既存の介護予防通所介護事業所、NPO、民間事業所等		ボランティア、老人クラブ等の市民団体	行政、既存の介護予防通所介護事業所、医療法人、社会福祉法人
備考				・代表者および連絡先を公表できる ・実績報告、収支報告書を年度末に提出 ・人口1万人に10会場を目標	

津島市第一号訪問事業「訪問型サービス」の類型

		既存サービス(参考)	訪問型サービスA	訪問型サービスB	介護予防ケアマネジメント
事業主体		営利法人、非営利法人	営利法人、非営利法人	つしま家事サポーター	地域包括支援センター、居宅介護支援事業所
サービス対象者		原則、要支援者	原則、要支援者及び基本チェックリストによる事業対象者(認知機能の低下・ 精神障がい・生活保護受給者等配慮が必要と判断できる方)	要支援者、基本チェックリストによる事業対象者	要支援者、基本チェックリストによる事業対象者
必要なケアプラン 従来と同様のケアプラン		従来と同様のケアプラン	従来と同様のケアプラン(プランA)	初回のみ実施(プランC)	
提供サービス	身体介護	身体介護及び家事援助 ※個別サービス計画により実施		ウェダウン (大江土切井 リンフ)	
			見守り含む一部身体介護及び家事援助	家事援助(生活支援サービス) 原則、利用者と担い手が一緒に行う 調理(減塩程度の糖尿病対応食含む) 掃除 電球の取替(照明器具の掃除も可)	
	生活支援	入浴(一部介助・見守り) 買物同行 治療食の調理(軽度糖尿病食除く) 服薬介助		洗濯・衣類の補修 布団干し 衣替え 外出準備(補装具装着は本人) デイサービス等の送り出し 傾聴 買物代行(同行は行わず)	総合事業利用におけるマネジメント
				短時間生活援助(生活保護受給者含む) ゴミ出し(玄関先〜ゴミ捨て場)	
サービス提供頻度	ケアプランに基づき決定 サービス提供頻度 週1日~2日 利用者の容態により利用時間は異なる		ケアプランに基づき決定 週1日〜3日 1回のサービス提供時間は概ね45分まで	利用者の希望に応じてケアプランで設定	
事業所指定/委託		事業所指定	事業所指定	社協委託	事業所指定
人員基準等	1	必要な資格 配置要件 なし 常動・専従1以上 ※1 サービス提供責任者 常動の訪問介護員等のうち利用者 40 人に1人以上+必要数 ※2 訪問介護員 介護福祉士等	必要な資格 配置要件 管理者 なし 専任1以上 訪問事業責任者 介護福祉士等 従事者のうち必要数 従事者 介護福祉士等 必要数 初任者研修等修了者等 必要数 ・急変時の対応および判断については管理者の責任のもとで行う	管理者:生活支援コーディネーター1名以上 担い手:つしま家事サポーター養成講座修了者	
従事者の雇用形態		賃金労働者	第金労働者	市民(登録制)	賃金労働者
基本報酬額		月額報酬 週1回 月1,168単位 週2回 月2,335単位 週3回以上 月3,704単位	原則、週1回 月4回まで 原則、週2回 月8回まで 原則、週3回 月12回まで ※原則、土日祝日は平日に振替え。 ※加算体系については現行の8割(加算要件については、後日提示) 算定要件を満たす事業所に限る 見守り含む一部身体介護加算 見守りを含む身体介護を行う場合、①116単位、②233単位、③350単位を加算 服薬確認加算 ①電話確認 概ね月4回(目安1回で5分程度) 116単位 ②電話もしくは訪問確認(混合も可)もしくは上記①(116単位) 電話 概ね月8回相当 233単位 訪問 概ね月4回相当(目安1回で15分未満) 233単位 3電話と訪問確認もしくは上記①(116単位)もしくは②(233単位) 電話確認概ね月4回相当(目安1回で15分未満) 233単位	家事援助 600円/時間 1時間を超える場合、30分毎300円 短時間生活援助 100円/回(10分程度) ※キャンセル料については、不在の場合300円 利用開始予定1時間前に連絡ある場合、不要	従来と同様のケアブラン:初回7,606円、継続4,480円 簡易なケアブラン:初回5,366円、継続2,240円 初回のみ実施:初回に限る1,500円
利用者負担		1割または2割の負担	と訪問確認概ね月4回相当 350単位 1割または2割の負担	家事援助:600円/時間 短時間生活援助100円/回	
請求方法		国保連経由	国保連経由	事業者に直接支払 (社協に事務委託)	国保連経由
限度額管理の有無	β	限度額管理あり (要支援2:10,473単位、要支援1:5,003単位)	限度額管理あり (要支援2:8,378単位、要支援1:4,002単位)	設けず	
事業の担い手等		介護予防訪問介護事業所	既存の介護予防訪問介護事業所	市民(登録制)	